

文書番号		分科会の設置及び運営に関する規程	制定	2024年5月18日
主管	総務担当理事			

一般社団法人地理情報システム学会定款第 65 条の 2 の規定に基づき、分科会の設置及び運営に関する規程を次のように定める。

(分科会の設置)

- 第 1 条 定款第 65 条の 2 第 1 項の規定により分科会を設置しようとする者は、あらかじめ、理事会規則で定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 理事会は、前項の申請があつた場合には、次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、その申請を承認することができる。
- 一 定款第 3 条に規定する本学会の目的の範囲内で、分科会の活動が計画されていること
  - 二 地理情報システムに関する理論または応用の現況に照らして、分科会の活動がその振興または発展に資すること
  - 三 第 1 項の申請書に記載された活動計画を年度の末日までに実行することが可能であること
- 3 理事会は、分科会の設置があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、当該分科会の設置の申請を承認してはならない。
- 4 分科会は、理事会が設置を承認した日の属する年度の末日をもって終了する。

(分科会の構成員、分科会代表、分科会副代表及び分科会会計担当者)

- 第 2 条 分科会は、10 名以上の構成員で構成する。ただし、構成員のうち少なくとも 3 名は、本学会の会員でなければならない。
- 2 前項但書の本学会の会員の数は、本学会の正会員については正会員 1 名につき会員 1 名と、本学会の永年会員または学生会員については当該会員 1 名につき会員 0.5 名と、賛助会員に所属し、かつ正会員でない者については賛助会員 1 団体につき会員 1 名と数える。
- 3 分科会に、分科会代表、分科会副代表及び分科会会計担当者各 1 名を置く。
- 4 分科会代表は、本学会の正会員でなければならない。
- 5 分科会代表は、分科会の会務を統理し、分科会を代表する。
- 6 分科会副代表は、分科会代表を補佐し、分科会代表に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 分科会会計担当者は、当該分科会の会計事務をつかさどる。
- 8 分科会会計担当者に事故あるとき、又は欠けたときは、分科会代表が指名した構成員がその職務を代理する。

(成果の報告)

- 第 3 条 分科会代表は、会長が定める日までに、理事会規則で定める様式により分科会の活動の成果を理事会に報告しなければならない。

(本学会の会員への分科会活動の成果の報告)

第4条 分科会代表は、分科会の活動の成果を本学会の会員に知らせるよう努めなければならない。

附則 (2024年5月18日)

- 1 この規程は、2024年5月18日から施行する。
- 2 分科会に関する規程 (2009年7月31日制定) は、廃止する。